

wiseman second-line
<ワイズマン セカンドライン>

訪問介護・通所介護

バージョンアップに伴う追加・変更点

≡平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応 1 次版≡

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。

2018.3.22

株式会社 ワイズマン

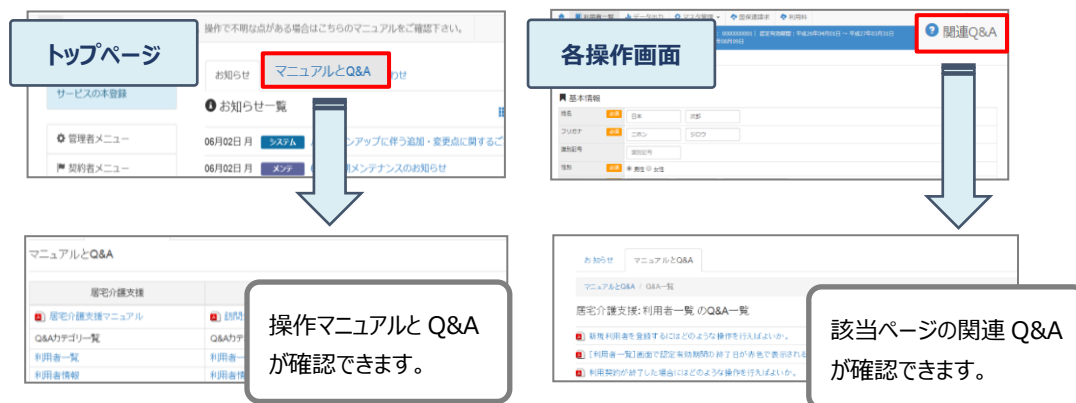
◇目次

平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応	3
バージョンアップ後に必要な作業	3
適用開始年月「平成 30 年 4 月」で自事業所の体制を登録する	3
バージョンアップに伴う追加・変更点	5
・ [利用者一覧] - [予定・実績]	7

■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要や改正後のシステム運用に関連する内容を中心に解説しています。

より詳細なシステムの操作方法は、操作マニュアルや Q&A をご活用ください。



平成 30 年 4 月介護保険法改正の概要や各加算の算定要件は、介護保険法改正ガイドをご活用ください。



平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応

😊 今回のバージョンアップは「平成 30 年 4 月 介護保険法改正・1 次版」のバージョンアップです。
1 次版のバージョンアップでは、4 月以降の体制情報や予定・実績の登録など、改正後のデータ入力を中心とした対応が行われています。

バージョンアップ後に必要な作業.....3 ページ

バージョンアップに伴う追加・変更点5 ページ



バージョンアップ後に必要な作業



バージョンアップ適用後、4 月以降の予定・実績を作成する前までに、以下の必要な作業を行ってください。

作業 適用開始年月「平成 30 年 4 月」で自事業所の体制を登録する

[管理者メニュー]ー[契約事業所マスタ]

[契約担当者メニュー]ー[契約法人情報]ー[契約事業所マスタ]

平成 30 年 4 月以降の自機関の地域区分が変更になる場合や、提供するサービスが追加になる場合(例:
総合事業を開始する)、適用開始年月「平成 30 年 04 月」で契約事業所マスタの履歴を登録します。

※自事業所の体制に変更が生じない場合、バージョンアップ後に必要な作業はございません。



[管理者メニュー]は管理者権限をお持ちの場合にご使用いただける機能です。

[管理者メニュー]は管理者権限を持つ職員のみがご使用いただけます。
本画面の変更ができない場合は、権限をお持ちの方へお問い合わせください。

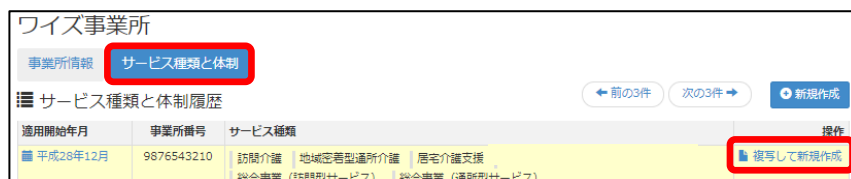
(作業の手順は次ページにて説明します⇒)

【操作方法】平成 30 年 4 月以降の自事業所の体制を登録する

- ①[契約事業所マスタ]の「契約事業所一覧」に表示された自事業所名をクリックします。



- ②「サービス種類と体制」をクリックします。
③最新の履歴の「複写して新規作成」をクリックします。



- ④適用開始年月に「平成 30 年 04 月」を入力します。
⑤変更が発生するサービス種類または新たに提供を開始するサービス種類をクリックし、画面右に表示された各項目に、変更後の内容を設定します。
※追加・変更が生じるすべてのサービス種類に対し手順⑤を行います。
⑥登録ボタンをクリックします。

バージョンアップに伴う追加・変更点



今回のバージョンアップでは、以下の機能において平成 30 年 4 月介護保険法改正に関するシステム対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[利用者一覧] -[予定・実績]	改正後のサービスコード体系による予定・実績を作成できるようになりました。	7 ページ
2	[利用者一覧] -[利用者情報] -[公費]	改正後のサービス種類に対し、自己負担額を設定できるようになりました。 =新設サービス= ・2A:短期入所療養介護(介護医療院) ・2B:介護予防短期入所療養介護(介護医療院) =廃止サービス= ・61:介護予防訪問介護 ・65:介護予防通所介護	—
3	[管理者メニュー] -[契約事業所マスタ]	適用開始年月:平成 30 年 4 月以降の場合、「61:介護予防訪問介護」「65:介護予防通所介護」が表示されないようになりました。	—
4	[マスタ管理者] -[関連事業所マスタ]	改正後のサービス種類を設定できるようになりました。 =新設サービス= ・2A:短期入所療養介護(介護医療院) ・2B:介護予防短期入所療養介護(介護医療院) =廃止サービス= ・61:介護予防訪問介護 ・65:介護予防通所介護	—



平成 30 年 4 月以降の介護給付費請求書・明細書の作成は、4 月下旬のバージョンアップ完了後に行ってください。

介護保険法改正後のサービスコードや単位数による介護給付費請求書・明細書は、本バージョンでは作成できません(エラー)。

サービス提供年月が平成30年04月以降の明細作成は、平成30年4月のバージョンアップ後に対応可能になります。
一覧表示は、サービス提供年月が平成30年03月以前の場合にのみご利用いただけます。

OK

平成 30 年 4 月以降提供分の介護給付費請求書や明細書、および請求 CSV ファイルの作成は、4 月下旬のバージョンアップ完了後に行ってください。

※平成 30 年 3 月以前提供分の月遅れ・再請求の介護給付費明細書は現バージョンで作成して差し支えありません。



本システムにおける「共生型サービス」への対応予定はございません。

平成 30 年 2 月 14 日付の弊社からのご案内「平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応版バージョンアップについて」の通り、弊社「wiseman second-line 訪問介護」「wiseman second-line 通所介護」において、「共生型サービス」への対応予定はございません。

「共生型サービス」の予定・実績や介護給付費明細書の作成に対応したシステム製品をお求めの場合、下記担当窓口までお問い合わせください。

【弊社担当窓口】0120-911-143 受付時間 9:00～18:00(土日祝除く)

 **【利用者一覧】-[予定・実績]**

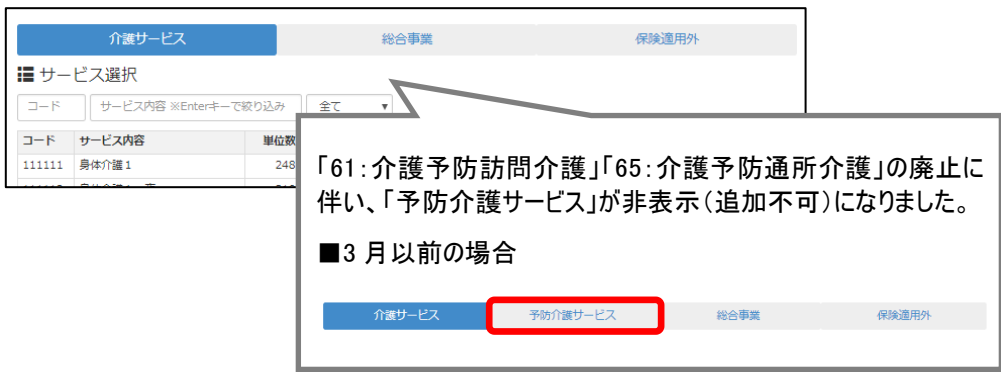
● 平成 30 年 4 月以降の新サービスコード体系による予定・実績を作成できるようになりました。

⚠ バージョンアップ前に作成した平成 30 年 4 月以降の予定・実績は、改正前の内容で作成されています。バージョンアップ後に作成しなおしてください。



改正後の内容で作成できるようになりました。


提供時間	サービス内容	予実	01							02							03							回数	日割 算定	
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			日
10:00 II	111111: 身体介護 1	予定	1	1																				1	9	
15:00 II	117211: 生活援助 2	実績																							1	9
	114114: 訪問介護同一建物減算 1	予定																							1	9
	116275: 訪問介護処遇改善加算 1	実績																							1	9



「61: 介護予防訪問介護」「65: 介護予防通所介護」の廃止に伴い、「予防介護サービス」が非表示(追加不可)になりました。

■ 3 月以前の場合

介護サービス **予防介護サービス** 総合事業 保険適用外

 **平成 30 年 4 月の予定・実績は、本画面にて直接入力で作成してください(前回複写は使用できません)。**

平成 30 年 4 月介護保険法改正に伴い、サービスコードおよび単位数が変更になりました。そのため、平成 30 年 3 月以前の予定・実績からの「前回複写」は行えません。

H30.04法改正を跨ぐため前回複写できません。

OK

4 月の予定・実績は本画面で直接サービス追加を行い、作成してください。